山ノ端地区減災まちづくり協定の届出について

山ノ端地区減災まちづくり協定が令和5年2月27日に高砂市まちづくり推進条例第20条に基づく市長の認定を受けました。

下記区域内で建築行為等を行う際にはあらかじめ届出が必要です。

○ 該当区域

高砂市阿弥陀町魚橋の一部（別図参照）

○ 建築行為等とは

・建築物の新築、増築、改築、移転
・建築物の大規模な修繕又は大規模な模様替え

○ 届出概要書の提出

届出概要書をもって山ノ端洪水対策まちづくり推進委員会との協議が必要です。

市で役員会の日程調整を行います。事業者又は代理人には役員会にて説明をお願いします。

添付図書		部数
①	山ノ端地区減災まちづくり協定 届出概要書	2部
②	位置図	
③	現況写真	
④	配置図	
⑤	平面図 最下階の各居室の床の上面の標高高さを記載すること	
⑥	立面図	
⑦	断面図 ただし、建築物の最も低い居室の床の上面の標高がわかるようにすること（市が提供する資料の基準点高さを用いて、建築物の最も低い居室の床の上面の標高がわかるような資料を作成すること。）	
⑧	外構図	

○ 届出書の提出

添付図書	部数	提出先
まちづくり協定の地区内における行為の届出書	3部	高砂市 都市政策課
上記届出概要書の添付図書②～⑧		
山ノ端地洪水対策まちづくり推進委員会 協議結果通知書（写し）	1部	

（高砂市まちづくり推進条例 第 25 条第 1 項関係）

山ノ端地区減災まちづくり協定　届出概要書

<table>
<tr><td>届出者氏名</td><td colspan="3">届出者：
（住所：
連絡先：）
代理人：
（住所：
連絡先：）</td></tr>
<tr><td>行為の場所</td><td></td><td>受付年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>行為の種類
チェック</td><td colspan="3">□建築物の新築　□建築物の増築
□建築物の改築　□建築物の移転
□建築物の大規模な修繕　□建築物の大規模な模様替え</td></tr>
<tr><td rowspan="3">行為の概要</td><td>用途</td><td></td><td>敷地面積</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>建築面積</td><td>㎡</td><td>延床面積</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>階　数</td><td>地上　　階
地下　　階</td><td>高　さ
（地下除く）</td><td>地上　　m</td></tr>
<tr><td>着工予定</td><td>年　月　日</td><td>工事期間</td><td>年　月　日～　年　月　日</td></tr>
</table>

届出者チェックシート			届出者チェック	推進委員会チェック
条項	基準の概要	当該届出内容		
第 5 条第 2 項	居室の床の上面が標高 3.6m以上		□	□
第 5 条第 3 項	避難できる高い場所		□	□
第 5 条第 4 項	生け垣など安全性の高い塀や門柱等		□	□
特記事項				

協議結果通知書

届出概要書（受付年月日　　年　　月　　日）について、山ノ端洪水対策まちづくり推進委委員会役員会で内容を協議した結果、下記の条件を付して適合したことを通知します。

年　　月　　日

見本

山ノ端洪水対策
まちづくり推進委員会　　会 長

付加条件	

様式第９号(第１５条関係)

まちづくり協定の地区内における行為の届出書

年　　月　　日

高砂市長　様

届出者　住　所
氏　名

電話番号

次のとおり行為をしたいので、高砂市まちづくり推進条例第２５条及び山ノ端地区減災まちづくり協定第６条の規定により届け出ます。

まちづくり協定の名称	山ノ端地区減災まちづくり協定
行為の場所	
行為の期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
行為の種類	□（建築物・工作物）の（新築・増築・改築・その他（　　）） □ 土地の区画形質の変更
行為の概要	（用途、構造、階数、規模等）
事前協議を行っている場合はその概要	
代　理　者	電話番号　　（　　）
設　計　者	電話番号　　（　　）
施　行　者	電話番号　　（　　）

通知欄	様 □ 条例第２５条第１項の規定により届出を受理します。 □ 条例第２５条第２項の規定により次のとおり指導又は助言をします。	
	受付　　年　　月　　日 番号　　第　　号 受理　　年　　月　　日	(指導又は助言の内容)